

■ 事例報告

[守谷市南部地域包括支援センター]

A氏 [女性] 82歳

【病名】 アルツハイマー型認知症

【既往歴】 高血圧症、高脂血症、糖尿病

令和6年9月 認知機能低下により受診中断

【家族背景】 独居/戸建て/未婚

親族は遠方 両親は他界、6人兄妹の3番目

【生活状況】 高齢者訪問・定期訪問時の状況

- ・ADL自立(自転車で買い物に外出)
- ・約束を忘れてしまい約束の場所に行けない
- ・支離滅裂で矛盾した発言
- ・自らやかんの火の消し忘れがあったことをメモに残していた
- ・友人に紹介された不動産会社との話を理解しないまま勧めてしまいそうになった

【支援経過】

- ・令和6年9月 友人より「もの忘れ」が頻繁と相談あり、友人と共に包括職員が自宅訪問
本人も「もの忘れ」の自覚あるが定期受診なし 定期訪問し関係性構築を目指す
11月 友人から、「家を売却し施設に入りたい」と話していると情報が入る
緊急通報システム導入は拒否し、定期訪問継続
- ・令和7年1月 弟が他界
そのことが原因で不安になり、友人と自宅売却のため不動産会社の相談を計画
- ・ 2月 専門外来の受診同行し認知症との診断、併せて介護保険の代行申請
内科受診の支援
- ・ 3月 末弟の連絡先を確認し末弟へ状況を説明、4月に甥と共に来訪し面談約束
- ・ 3月 【下旬】弟・甥と面談
本人は忘れていたが、平成27年に財産相続について公正証書遺言を締結
甥が主として支援したいと申し出あり施設入所に向けた支援を開始
- ・ 4月 甥より「一人で支援を行うことは荷が重い」、再度相談したいと甥・姪・義妹と面談
金銭面は本人の不信感に繋がる事を懸念し、法定後見制度の利用を決定
本人・甥・姪・義妹同席のもと、法定後見制度の説明を行い、本人の了承を得る
申立人は甥、申立ての手続きを包括・健幸長寿課が支援
診断書作成にあたり、包括にて専門医への情報提供、同行受診
- ・ 5月 甥が法定後見の申立て、緊急通報システムの申請
- ・ 6月 定期訪問、内科受診のフォロー継続 緊急通報システム導入の立合い
居宅介護支援専門員を紹介
- ・ 7月 後見の開始の審判
- ・ 8月 後見人と本人・甥・担当ケアマネ・健幸長寿課・包括にて顔合わせ

【今後の方向性】

本人は認知面の低下からサービス利用の拒否が見られるため、本人を中心に関係者間で協力し、在宅サービスの導入、長期的にはタイミングを見て施設入所の検討を図る。支援継続中。

判断能力低下のため、契約行為が厳しいと思われることを説明し、理解を促す。

